時事新報

取引所增設す可し

東京の株式取引所は市内に一個所と限られて商賣社會一般の不便利なれば更に增設の必要ありとの次第は前號に述べたり抑も政府の當局者が取引所の地區を定めたるは現行法に同一の物件を賣買取引する取引所は一地區内一個所に限り其地區は農商務大臣之れを定むとある明文に據り第一には人口の多少と又隨て商賣の繁閑とを標準として決したるものなる可し其標準は至極適當なりとして扨實際には人口僅に二三萬に過ぎざる市街の地も一地區と認めて設立を許したるもの少なからず是等の小區域に一個所の設立は過ぎたるが如くなれ共左ればとて取引所を二分して其一半を設立せしむるは事實に能はざる所なれば之を一地區と見做して許したるとならん實際に差支なしと雖も然りと雖も其反對に人口の數と云ひ商賣の繁昌と云ひ全國の首位を占めて帝國首府の實に背かざる東京の大都會を右等の市街地と同一視して等しく一地區と認めたるは如何の理由なるや我輩の毫も解せざる所なり例へば政治上の區劃に就て見るも西京は上下の兩區、大阪は東西南北の四區に分つに過ぎざれ共東京は現に市内を十五區に區分せり十五の區劃、漫に多きに誇るが爲めに非ず市内の廣き人事の多き斯くの如くせざれば施政の實際に不便を免れざればなり政治上に於て既に然るときは商賣上にも亦同一の事實を見るは明白の數にして所謂一地區と認めたる其理由の無稽なるを知る可きのみならず又實際に於ても現在一個所の取引所のみにては到底目下繁劇の商賣取引に堪へざるの事實明白なる其證據を云はんに相場社會の通語にて呑屋と稱する一種の密商あり相場所の裏面に隱れて竊に取引するものにして今日の實際に於ける取引の大半は此呑屋の私に行はるゝの常なり法律一偏より見れば怪しからぬ次第なれども若しも一切の取引をして一々正當の手續を經て取引所の場面に掛けしむることゝ爲さんか左なきだに少しく忙はしきときは帳簿の整理、間に合はずとて一時賣買を中止する程の次第なれば況して斯る場合には全く場所を閉して賣買を斷るの外に手段なかる可し左れば株の賣買を爲すものは自から不正當の所業とは知りながらも實際の必要上、止むを得ず呑屋の手に托することにして今の取引は寧ろ呑屋の爲めに滑に行はるゝものなり法律の目を掠むるに非ざれば實際に商賣を行ふ能はずと云ふ[illegible]入たる次第なりと云ふ可し畢竟かゝる奇相の生ずるも取引所を一個所と限りたるの結果に外ならざれば其增設を許すは目下の必要と云はざるを得ず單に商賣の一點より見るときは或は府下の十五區内にそれ〴〵一個所を設くるも實際に差支なけれども斯る徹底は敢て好ましからざることゝして現在の取引所は其儘に置き本郷深川等商賣繁昌の場所を選み更に二個所を增設して東京市内に都合三個所の取引所を試るが如きは先づ以て適當の所置なる可し而して從來取引所にて收むる賣買の手數料は高きに失する[illegible]に政府は更に法令を發して手數料は何分以上に[illegible]つるとの制限を定め其制限内に於て勝手に高[illegible]の自由を與ふるときは各所互に競爭して自から[illegible]を致す可し今日の實際に密商の行はるゝは[illegible]料の[illegible]が高めなれども法律の目を掠めて脱税を謀るは本來何人も好まざる所のみならず實際に取引の便利大に開けて賣買甚だ自由なりとあれば是迄内々呑屋の手に托したる者も白日青天、場面に於て公然の取引を行ふことゝなり各所の商賣は共に繁昌を催はし現在の取引所は現在の盛況を保つと同時に新設の取引所も同樣の景氣を現はす可し必然の成行にして我輩の慥に保證する所なり且つ又政府の爲めに謀るも抑も取引所に課税するは如何なる趣意に出でたるや知らざれども其趣意は兎も角もとして既に税を課する以上は其税源を厚くして大に取るの方法を案ずるこそ得策なれ今取引所の增設を許すときは株式の賣買はます〳〵繁昌して自から政府の收入を增す其一方に一般の商賣人は非常の便利を得て大に喜ぶのみなりと云ふ一擧兩得の計にこそあれば我輩は當局者が地區云々の見解を一變するか然らざれば法律の根底より改正を謀りて東京府下に取引所の增設を自由ならしめんことを敢て勸告するものなり

雜報

○北清所見

松尾久男

談判開始の期愈々迫る　九月十五日於北京

林公使は今十五日を以て總理衙門に到り談判に關する諸般の申告を爲すと云へば其期日も遠からずして定まるべし談判の場所は無論北京總理衙門なるべく清國全權委員は兼て李鴻章、王文韶二氏と定まり居りたりしが王文韶は天津にあれば多分他の之に代るものあるべく李鴻章も亦其全權を罷めらるゝなるべしとの事なれ共未だ官報の之を報ずるなきを見れば只清廷内に於ける内輪の相談に過ぎざるべし左れど我公使の既に開談の申告を爲したる以上は愈々全權委員を決定する遠からざるべし要するに談判に關する諸種の要件は不日にして定まる事ならん因に云ふ我公使は遼東の問題を先きにし通商條約を後にする筈なりしも都合に依り通商條約を先きにする事となりし由なれば公使本日の申告は通商條約の締結に在るべし

川崎外務書記官の出發

兼て林公使の參贊として隨行し來りたる川崎外務書記官は内田公使館書記官の着清と共に歸朝する都合なりしが内田書記官も既に到着の今日なれば川崎書記官は二三旬の中に歸朝する筈なりしが昨十四日突然外務大臣より至急歸朝すべき旨の電命に接し明十六日を以て當地を發し先づ天津に至り郵船の都合次第歸朝の途に就き若し郵船の都合宜しからざれば上海に廻航し本月二十八日同地出帆の佛國郵船に搭じて歸朝すべしと云ふ依て今夕別宴を城北慶和堂に開く余も亦其末班を汚すを得たり又書て漫遊の見込を以て公使の一行と共に渡清したる和歌山縣撰出前代議士兒玉仲兒氏も川崎書記官と共に歸朝する筈なり

駐清英公使の榮轉

駐清英國全權公使オーコンノル氏は昨十四日本國政府の電報に接し駐露全權大使として露都聖彼得堡府に駐箚すべき命を奉ぜり氏は久しく職を支那に奉じ彼の有名なるパークス氏が英公使として得意の手腕を清國に用ひたるの日、氏はパ氏の帷幕の内にありて參畫の勞を採りし人なれば東洋の事情に精通せる英國外交家の一人として今日迄も頗る能く自國の利益を保護したるの士なり英國が此の外交家をして露都に駐箚せしむるの深意を知るに難からず嗚呼極東の問題は今や世界の問題たらんとす英國が氏を擧げて駐露大使として其得意の手腕を露に振はしむると共に其駐清公使を精撰し北京にありて能く其自國の利益を保護するに足るの士を派遣せざるべからず是れ余輩の跂望して見んと欲する處なり

李鴻章と張之洞

李中堂が直隷總督の職を捨てゝ飄然北京に來るや風說百出或は其前途を祝し或は其將來を弔し揣摩臆測一も據るべきものなかりしが今や又李鴻章と張之洞との同盟成れりとの說あり元來二氏共に清國に於ける開化黨の巨擘なり只其の行爲の相似ざると其所信の同じからざるあるが爲めに從來餘り相親和せざりしなり一は才子の風ありて成るべく手輕に事を處せんとし他は巨人の風ありて一事も之を忽にせず一は輕捷の點に於て欠くる處あり他は正廉自ら喜ぶの士なり共清國を導きて開化の曙光に浴せしめんとするの點に於ては相一致すと雖も其之れを爲すの方法に於て異なる所あるが故に互に相容れず相下らず以て今日に至りしなり去れど今や清國の現狀を顧みれば内憂外患相次ぎて起り國家日に益々多事ならんとす具眼憂國の士豈に私事の爲めに國家の大計を誤るべけんや李と張と是れ元來清國に於ける二大政治家なり豈に區々私情の爲めに國事を後にするの醜を學ぶものならんや說者又曰く李と張の同盟には又翁同龢の加はるありと然り余が嘗て報じたるが如く翁は大政治家にあらず彼一箇の儒者に過ぎず其出でゝ總理衙門に大臣たるも外國の事情に通ぜず到底外交の難局に當るべくもあらず其配下又一人の文明思想を有するあるものなく總理衙門僅に一の張蔭桓あるのみその當る所の衝の難きと國家前途の事とを思念せば同盟を開化黨に結ばざるを得ざるは自然の結果のみ況んや翁同龢は清帝の師傅として朝廷内に於ける信用他の之に及ぶべきものあるなし若し夫れ此風說を實にし翁同龢内にありて巧に操縱の勞を採り李と張とは外にありて其手腕を試みんか清國の前途大に望みを屬すべきものあり去れど清廷の事茫々漠々一も據るべきものなし只予は清國前途の爲めに切に之れを事實ならしめん事を祈るものなり

楊昌濬と雷正綰

甘肅回匪の事起るや其處置當を失し回匪をして今日の猖獗を致さしめしとの故を以て吏部兵部會奏して陝甘總督楊昌濬、陝西固原提督雷正綰を革職留任とし戚奮盡力速に回逆を掃蕩せしめんと請ひ一昨十三日（清曆七月二十五日）其裁可を得たり比來回匪の消息は之を聞くに由なし總督提督此の嚴命に接し速に鎮定の功を表はすを得るや否や

○**井上伯の馬關發**　井上伯は一昨日馬關に着、上陸の上、大吉樓に一泊し昨朝八時乘船して神戸港に直航したり同港よりは便船を待ち海路横濱に向ふべしと云へば着京の期は未だ定らずとなり

○**陸軍現役の將校**　本年七月一日の現在に就き陸軍省にては陸軍將校停年名簿を造り一昨二十七日之を各部下へ通達したる由同名簿表に依れば[illegible]中將十二人(内親王一人)少將三十八人(内親王一人)[illegible]長二人、軍醫總監[illegible]同上百四十八人、[illegible]百五十五人、中尉[illegible]二十九人合計五千[illegible]數三千七百十八人[illegible]十一人(内將官十[illegible]官同上千二百三十[illegible]當官の姓名を擧ぐ[illegible]

○陸軍大[illegible]
彰仁親王
野津道貫

○陸軍中[illegible]
黒川通軌
川上操六
黒木爲楨
岡澤精

○陸軍少[illegible]
永山武四郎
西寛二郎
山口素臣
山根信成
川村景明
大迫尚敏
福原豐功
田村寛一
勝田四方藏
沖原光孚

尚は少將同等官[illegible]則の二氏陸軍々[illegible]土岐頼德の三氏[illegible]は大築尚志氏な[illegible]

○**馬匹改良の**[illegible]間の學者實業家の[illegible]する由なるが今[illegible]の第一着として[illegible]馬大牧場を設置[illegible]設け大牧場[illegible]て常に飼養せし[illegible]々に臨時交尾[illegible]匹に交尾せしめ[illegible]法を取るに若か[illegible]は在來の日本馬[illegible]用ふべきかを決[illegible]も議論一定せざ[illegible]何れの郡土の馬[illegible]るかに至ては一[illegible]には隨分六箇敷[illegible]

○**追善能番組**[illegible]樂堂に於て故皇[illegible]左の如し

能組　養網([illegible]
木賊)隅田川([illegible]
家重三郎)藤[illegible]
囃子　[illegible]
紋、天紹熊作)[illegible]
和)
仕舞　柏崎([illegible]
左門次)清經([illegible]
(喜多六平太)[illegible]
一調　三井寺[illegible]
觀世元規)[illegible]
野喜松、黒田[illegible]
狂言　[illegible]
宗家)